

福岡県公報

平成二十八年九月十三日
第三千八百二十六号
増刊
①

目次

規則 (第六十一号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(商工政策課) …………… 一

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年九月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三百三十八条の表福岡県北九州中小企業振興事務所の項中「古船場町一番三十五号」を「城内七番八号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年九月二十日から施行する。